

スマートシティの実現に向けた技術提案書

様式1

提出年月日： 2019 年 11 月 20 日

提案団体名： 一般社団法人 日本IT団体連盟 (複数団体による提案も可とします)

○提案内容

(1) 自社の保有するスマートシティの実現に資する技術と実績等

※スマートシティの実現に資する技術については、別紙の(1)～(7)の技術分野への対応を記載ください

技術の概要・実績等	技術の分野
<p>(1)「情報銀行」認定について 「情報銀行」とは、個人情報を含むパーソナルデータについて、本人の関与を高め、本人が自らの意思に基づき活用することを支援し、その便益を本人に還元するための仕組みの1つであり、具体的には、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に、個人情報の第三者提供を委任するものである。 スマートフォン等によりインターネット上の各種サービスを利用する際、プロフィール・位置情報・購買履歴・検索履歴等の個人情報各種サービスを提供する企業等によって収集され、その一部が第三者に提供されている場合がある。個人情報保護法では個人情報の第三者提供にあたっては、原則として本人からの事前同意を必要としており、企業等のサービス提供者はこれに基づき、本人から事前に同意を取得している。 しかしながら、本人において、同意する前に提示される利用規約の内容を読んでいない実態があり、その結果、本人が第三者提供に同意した覚えがない、何に使われているのか理解していない等々、本人の意識が十分ではないケースがある。他方、企業側においても、本人が同意内容を正確に理解しているか不安があり、特に最近ではレピュテーションリスクが大きくデータの利活用が進まない、といった課題があり、両者のギャップを埋めるための取り組みが求められている。 そこで、個人の関与の下で個人情報等のパーソナルデータの流通・活用を効果的に進めるための1つの仕組みとして期待され、誕生したのが「情報銀行」である。この点、官民データ活用推進基本法において、「個人の関与の下で多様な主体による官民データの適正な活用」について、国が必要な措置を講ずるものとするのが規定され、「AI、IoT時代におけるデータ活用WG中間とりまとめ」(2017年2月内閣官房IT総合戦略室)において、「情報銀行」が提言されたところである。 「情報銀行」については、「日本発のパーソナルデータ活用の仕組み」(2019年6月世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)とも言われているように、非常に新しい取組みであり、国内外において期待が高まりつつあるところ、今後このエコシステムが広がっていくためには、安心・安全で、信頼できる「情報銀行」の存在が重要となる。 そのため、総務省及び経済産業省において、一定の要件を満たした「情報銀行」を社会的に認知するための認定制度の在り方について検討が行われ、2018年6月に「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」が示された。そして、同指針を踏まえ、日本IT団体連盟において、同年12月より、一定の基準に適合する「情報銀行」に対して、認定マークを付与するなど、安心・安全な「情報銀行」を推進するための「情報銀行」認定サービスを提供しているところである。</p> <p>(2) 上記(1)に関する実績等 2019年6月、三井住友信託銀行㈱の「『データ信託』サービス」(仮称)及びフェリカポケットマーケティング㈱の「地域振興プラットフォーム」(仮称)に対し、第1弾となる「情報銀行」認定(いずれもP認定)を決定した。 上記のうち後者については、地域における自治体や事業者等と連携した地域の「情報銀行」を目指すものであり、同社が認定を受けることにより、地域を起点とするそれぞれの住民に寄り添った安心・安全なサービスモデルの構築、そして、その全国への今後の展開が期待される。</p>	(4) (7)
<p>(2)(1)の技術を用いて解決する都市・地域の課題のイメージ ※課題については、別紙の(ア)～(シ)の課題分野への対応を記載ください</p>	
解決する課題のイメージ	課題の分類
<p>生活者に寄り添ったスマートシティの実現においては、パーソナルデータの利活用が不可欠である。そこで、その安心・安全な流通を実現するための仕組みとして、「情報銀行」への関心が高まりつつあるところ、「情報銀行」認定を通じて、安心・安全なスマートシティの実現に資する。 すなわち、5G、IoTやAI等の普及により、我々の生活のあらゆる部分がデジタルインフラに支えられ、生活のあらゆるデータが収集・活用されることが今後は不可避となる中、我々個人が自分の個人情報がどのように使われているかを把握しコントロールできるなど本人の関与を高め、本人が自らの意思に基づき活用することを支援し、その便益を本人や社会全体に還元することを通じて、スマートシティの実現により、データ主導社会の実現が加速され、経済発展と社会的課題の解決に寄与することが期待される。 また、国内のみならず、「日本発のパーソナルデータ活用の仕組み」として、プライバシーやセキュリティなどに関する信頼を確保しながら、個人情報の取扱いにおける安心・安全で、自由な流通に関する国際的な取組みにも貢献できると考えている。</p>	(ケ) (シ)
(3) その他	

パーソナルデータに関するDFFT(Data Free Flow with Trust:信頼性のある自由なデータ流通。2019年1月のダボス会議や同年7月のG20大阪サミットにて安倍総理が提唱)を推進するための仕組みの1つとして、プライバシーやセキュリティなどに関する信頼を確保しながら、個人情報の取扱いにおける安心・安全で、自由な流通に資するものである。

また、世界におけるパーソナルデータに関するエコシステムのうち、米国におけるGAFA等のデジタル・プラットフォーマーによる企業中心のCRM(Customers Relationship Management)、そして、欧州におけるGDPR(General Data Protection Regulation)や個人が自身のデータについて十分に理解し主体性と主導権をもって自らのためにパーソナルデータを活用できる世界を目指す「MyData」による個人中心のVRM(Vendors Relations Management)とは異なる「日本発のパーソナルデータ利活用モデル」(2019年6月世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)として、国際的な関心・期待も高まっている。

例えば、2018年10月にブラッセルで開催されたICDPPC(データ保護プライバシー・コミッション国際会議)のサイドイベント(個人情報保護委員会主催)、同年12月にバンコクで開催されたセミナー(総務省及びタイ王国国家放送通信委員会主催)、2019年5月に東京で開催されたAPPA(アジア太平洋プライバシー機関)フォーラムのサイドイベント(個人情報保護委員会主催)、同年6月に東京で開催されたG20のサイドイベント(個人情報保護委員会主催)等において紹介する機会が与えられ、最近では、同年9月にヘルシンキで開催されたMyData 2019のClosing Plenaryにおいては、欧米モデルとは異なる「The Third Way」として紹介された。

具体的には、国際水準(ISO/IEC 29100(JIS X 9250)等)のプライバシー保護対策や情報セキュリティ対策等に関する認定基準に適合している事業者やサービスを認定することにより、安心・安全な「情報銀行」であることの社会的な認知を高め、生活者に対し、生活者自身の情報を信頼して託せられる事業者等であることをアピールすることが可能となる。例えば、認定基準におけるプライバシーポリシーの約款化とデータ倫理審査会の設置については、民事上の執行力の付与と倫理的観点からのデータ利用の担保という2側面において、国際的にもリードできる自主基準となっている。

この点、データ倫理審査会については、社外委員も含むプライバシー保護、情報セキュリティ、法律実務家、データ倫理専門家や消費者代表等から構成されることが求められており、例えば、本人の個人情報がどのような提供先に提供されているのかについて誤解のないユーザーインターフェイスにより一覧で確認できること、本人が同意している提供先の条件について本人の予測できる範囲内で解釈されて運用されていること、ある提供先には個人情報を提供したくない場合にはアプリを通じて簡単に撤回できること等について、「情報銀行」の取組みが本人の利益に反していないかという観点から審議等を行い、個人情報等のパーソナルデータの活用における実効的な本人関与(コントロールビリティ)を高め、「情報銀行」の信頼性を担保する上で重要な役割を担っている。

以上の革新性や優越性により、生活者の個人情報を第三者に提供することへの漠然とした不安などを低減させ、生活者が自らの情報資産を主体的に活用することを通じて、パーソナルデータの流通・活用を推進し、経済発展と社会的課題の解決に寄与することを目指している。

※(1)(2)について、複数ある場合は項目毎に対応の記載をお願いします。

※既に構想中、実施中のプロジェクトがある場合は、別途そのプロジェクト単独での提案も可能です。

○部局名・担当者・連絡先(電話及びメール)

部局名	担当者	連絡先(電話)	連絡先(メール)
事務局	恩賀 一	080-4792-7742	c-honga@vahoo-corp.jp honga@itrenmei.jp